

## 学校における安全文化の醸成に関する予備的考察(1)

### —国内のインターナショナルセーフスクール認証申請書にみるけがの予防を起点とした安全な学校づくり—

本山敬祐\*

(令和3年2月1日受理)

MOTOYAMA Keisuke

A Preliminary Study on Fostering a Safety Culture in Schools (1)

: Creating safe schools with a focus on injury prevention as seen in the application for certification of international safe schools in Japan.

#### 1. 課題設定

本稿の目的は安全な学校づくりを推進するための示唆を得るために、学校における安全文化の醸成に関する予備的な考察を行うことである。そのために、本稿は学校における安全の推進に向けた取組を継続的に行う学校に対する認証制度であるインターナショナルセーフスクール(以下、ISSと表記する。)の認証申請書を資料として、けが<sup>(1)</sup>の予防を起点とした安全な学校づくりを分析する。

2019年10月10日に最高裁の上告棄却によって確定した石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件に係る仙台高裁判決は、学校保健安全法第26条から第30条に規定されている安全確保義務が「公教育制度を円滑に運営するための根源的義務を明文化したもの」であるとの解釈を示し、安全確保義務を履行するために「地域住民が有する平均的な知識及び経験よりも遙かに高いレベル」での事前防災を求めた。また、自然災害に限らず子どもが犠牲となる学校事故が幾度となく繰り返されてきたことを受け、喜多明人は日本国憲法第26条の教育を受ける権利以前に第13条の生命の安全や幸福追求権から子どもの安全権を設定し、学校安全の基本的な問題として人権としての安全について考え

る必要性を論ずる(喜多2006)。事前防災の徹底は学校が保護者からの信託を受けて子どもの教育をつかさどる前提条件であると同時に、学校が子どもにとって安全・安心に学べる環境であることは、子どもの人権保障をも意味する。

しかしながら、日本スポーツ振興センターによる統計によると、日本では毎年一定数の子どもが負傷・疾病により災害共済給付<sup>(2)</sup>を受けている。この点について永山(2019)は教員も子どもも異動や入学・卒業を繰り返して年々変化しているにも関わらず、まるで申し合わせたように事故が毎年一定数発生していると疑問を呈する。永山(2019)の手法に習い中学校及び高等学校の数値を

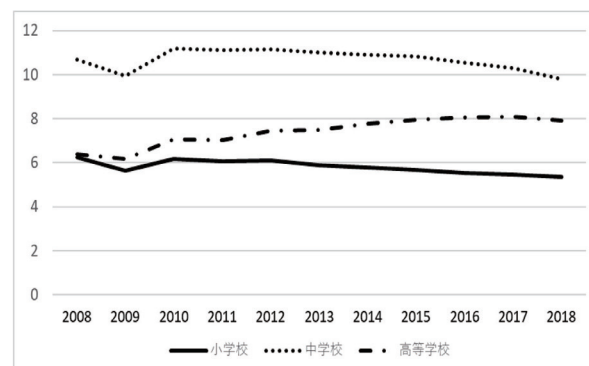


図1 災害共済給付における負傷・疾病の発生率  
(出典)『学校管理下の災害』各年版をもとに筆者作成。

\*岩手大学教育学部附属教育実践・学校安全学研究開発センター

加え、2008年度から2018年度までの負傷・疾病の発生率を示したものが図1である<sup>(3)</sup>。

図1より、小学校及び中学校での負傷・疾病発生率は微減傾向にあるといえるが、高等学校における発生率は上昇・高止まりの状態にある。また、この11年間の負傷・疾病の発生率の推移について、小学校では5%を下回ることはなく、中学校では10%前後を推移してきた。

2017年3月に閣議決定された「第2次学校安全の推進に関する計画」では、学校管理下における児童生徒等の事故に関して、とりわけ負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることが目指されている。文部科学省による「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」によれば、2018年度には96.3%の学校(国公私立)が学校安全計画を策定し、そのうちの99.4%の学校では安全指導に関する内容が学校安全計画に含まれている。これらの計画策定状況にもかかわらず図1に示される現状あるということは、学校とは子どもの安全に関して小学校では5%、中学校では10%、高等学校では8%ほどの通院を要する負傷・疾病に関するリスクを抱えた場であるといえる。そして、教職員による努力だけでは安全な学校づくりが実現しえないことが示唆される。

ウィルソンほか(1998)は、子どもの外傷は無作為に起こるものではなく、認識可能な危険因子によって決定され、予想できるパターンによって生じる予防可能なものであることを強調する。また、判断力が欠け未熟であるが故に自力で外傷を避けることができない子どもの外傷に対して子どもを責めるのは公平ではなく、大人<sup>(4)</sup>が安全な環境を提供することで子どもの外傷を防ぐ必要があるとも指摘する。「第2次学校安全の推進に関する計画」で示された負傷・疾病の発生件数を減少させるためには安全な学校が求められる。そして、安全な学校づくりには教職員も子どもも学校の安全を担う一員として安全を重視する行動や規範、すなわち安全文化の創造と醸成が求められる。

## 2. 先行研究の整理

安全文化という言葉はとりわけ原子力災害の分野においてその意義が強調されてきた。2019年度の『原理力白書』では「全てに優先して原子力施設等の安全と防護の問題が取り扱われ、その重要性に相応しい注意が確実に払われるようになっていく組織、個人の備えるべき特性及び態度が組み合わせられたもの」と定義されている(原子力委員会2020:86)。原子力災害に関して安全文化が重視されるに至った背景には、1986年に発生したチェルノブイリ原発事故がある。同事故を契機として、安全を現場の個人の問題に矮小化して捉えてはならず、安全を確保するための設備や組織のあり方、管理の仕組み、現場員の資質向上など、そのすべてが文化として高められ、定着していかなければならないことが教訓として示された(小松原2016)。また、向殿政男は安全文化を「安全を確保する行動主体である組織や個人の考え方、信念、価値観、すなわち安全に関する理念的側面に属しており、安全確保の行動力の源である」(向殿2016:193)と定義する。安全文化が安全行動の原動力であるという定義からは、子どもが自身の安全を守るためにも学校の構成員として安全文化の担い手になる必要性が示唆される。

刈間・井上(2007)による組織の安全文化に関する文献レビューにおいて最も多く参照されているのが、ジェームズ・リーズンによる安全文化モデルである。リーズン(1999)は安全文化を以下の5つの文化から構成されると論じる。まず、リーズンによる理想的な安全文化とは「経営トップの性格あるいはその時の経営状態に関わらず、安全性を最大にするという目標に向かってシステムを動かし続けるエンジン」(リーズン1999:277)である。そのエンジンの駆動力は、様々な危険に対して恐れを忘れず継続して注意を向けることに依存している。そこで、重大な事故が発生していない状態でヒヤリハット等のデータを収集し分析する「安全情報システム」の構築を通じた「情報に立脚した文化(informed culture)」の構築が求められる。この「情報に立脚した文化」のもとでシ

システムの管理者が安全性を決定する諸要因について最新の知識を踏まえて知的で望ましい警戒状態の継続が求められる。したがって、「情報に立脚した文化」は安全文化と同等あるいはその一形態であるとされている。

ただし、「安全情報システム」を維持するためには構成員の積極的な参加が求められる。そのため、報告者のインセンティブを考慮しミス等を含む安全に関する情報提供を奨励する「報告する文化 (reporting culture)」の構築が不可欠となる。

ところが、どのような行動が処分対象となるのが組織の中であらかじめ明示されていなければ、構成員による情報提供は期待できない。また、悪意のあるミスや不安全行動に対して適切な処分がなければ、他の構成員からの信頼を欠くおそれもある。そのため、組織において許容できる行為と許容できない行為の境界を明確にしたうえで相互の信頼関係に基づく「正義の文化 (just culture)」が求められる。また、危機的な状況に対応するためには、一時的な権限移譲を含む組織構造の再構成を可能とする「柔軟な文化 (flexible culture)」が必要となる。最後の構成要素は「報告する文化」に基づき「安全情報システム」から得られた情報をもとに正しい結論を導き出す意思と能力、さらには大きな改革を実施する意思としての「学習する文化 (learning culture)」である。

学校においてこのような安全文化を醸成するためには、学校という組織文化の特質を踏まえた議論が欠かせない。学校文化研究は教育社会学を中心に膨大な研究が蓄積されており、本稿でその全てを論じきることはできない。本稿では学校安全に関する論点として、学校における教員と子どもの管理的な関係とその根本にある教員文化や近代学校制度の特徴について若干の整理をする。

飯田浩之は学校文化を「学校集団を構成する人々に共通する行動・認識・思考・価値づけ・感覚のパターンとそれを体現する事物や事象, 象徴」(飯田2018: 398)と定義し、学校文化を構成する要素を物質的要素 (建築, 設備, 教材等), 行動的要素 (教授・学習, 儀礼, 生徒会活動等), 伝達さ

れる知識や技術, 学校生活を成立させる規範や価値といった観念的要素に分類する。また, 担い手による分類として, 学校文化は下位文化として教員文化と生徒文化から構成される。志水 (2002) は学校文化を「近代の制度としての学校がもつ文化」, 「国・時代・段階別の学校文化」, 「個別学校の文化」からなる三層構造として定式化している。

「近代の制度としての学校がもつ文化」, とりわけ教員文化に関して, 久富 (2018) は日本の近代学校制度では, 教員の職務に係る無限定性を背景として, 子どもや保護者だけでなく, 教員自身も家父長主義的温情を伴う「献身的教師像」を受け入れてきたという。このような教員像が日本の学校を地域社会に定着させ, 子どもや保護者からの信頼を調達するうえで機能したとされる。「入学したらなんとかして卒業させる」という献身的な関与の一方で, 教員による子どもに対する包括的な管理が保護者からも子どもからも是認される。さらに, 柳 (2005) は教職員と子どもの日常的な関りが繰り返される学級という空間が事前制御システムとしての特質を備えていることを指摘する。事前制御システムとは事前にすべての外乱要因を統制し, 単純な作業を繰り返すことによって目標を達成できる仕組みを意味する。ヒューマンサービスとしての教育には単純作業にはなりえない特有の困難さが内包されているものの, 教室での一斉授業を可能とするために年齢に応じて均質的な集団が形成され, 子どもは所持品から身体面, 行動面まで均質化され管理の対象となっている。その結果として, 子どもは一方的かつ徹底的な監視下におかれ, 自己決定権が制約され従順な無力さが求められる。これらの近代学校制度に内包される子どもに対する管理的側面は, それがたとえ温情的であれ権威的であれ, 教員がいない場面での的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択といった子どもの安全に関する資質・能力を養う機会を剥奪するおそれがある。安全確保義務を負う学校として安全管理が保護を意味する反面, 保護とエンパワメントが同時に求められる子どもにとって, 過剰な保護が学習機会を奪いかねない。

しかし、全ての学校において学校文化が管理的・画一的であるわけではなく、「個別学校の文化」に着目すれば同じ設置主体や同じ学校種においてもその内実は多様性や可変性に富む。校則の「廃止」で注目される世田谷区立桜丘中学校や千代田区立麹町中学校は、近代学校制度の有する管理的な側面を制御し個別の学校文化が形成されている事例であるといえる。これらの学校では校長のリーダーシップが学校文化を創造する要因としてあげられおり、スクールリーダーが学校改善に向けて働きかける重要な要素として学校文化が位置づけられる。照屋（2018）による学校における組織文化研究のレビューにおいても「構築するものとしての組織文化」という組織文化理解に基づく研究の重要性が再認識されている。

以上の先行研究の整理を通じて、学校における安全文化の醸成とは、近代学校制度に内包された教職員による包括的な管理的側面を自覚的に抑制しつつ、学校文化の担い手としての教員と子どもそれぞれが有する文化の固有性を認めながら、両者の協働を通じて安全を優先する文化を構築していく営みであると考えられる。

この点に関して、日本の学校教育では教職員の一枚あたりの勤務年数が国際的にみて顕著に短いことが指摘されている。TALIS2018によれば、日本の教職員の現在の学校での勤務年数について、小学校教員3.6年（標準偏差0.2）、中学校教員4.6年（標準偏差0.2：TALIS48カ国平均10.2）、小学校長2.3年（標準偏差0.1）、中学校長2.7年（標準偏差0.2：TALIS47カ国平均6.7）であると示されている（国立教育政策研究所2019）<sup>(5)</sup>。中学校教員の平均勤務年数は子どもの在籍年数を上回るが、小学校においては教員の平均勤務年数が子どもの在籍年数を下回る。また、中学校長の現任校における勤務年数の平均はTALIS参加国平均の半分にも満たない。したがって、子どもたちが学校文化の下位文化を担っているという理由のみならず、教職員の一枚あたりの勤務年数という点からも、子どもが学校文化を構築し継承する主体として位置づく妥当性や、継続的な取組を学校の文化として定着

させる上で外部機関による認証制度の有効性が示唆される。

安全文化や学校文化が組織文化の特性に関する議論であるのに対し、創造や変容を含む組織文化の過程についてシャインは三層構造モデルを提示する。図2をもとに、シャイン（2016）に依拠して3つのレベルの概要を述べる。

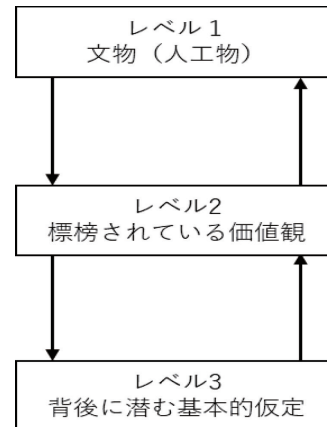


図2 文化の3つのレベル

（出典）シャイン（2016）21頁をもとに筆者作成。

ある組織に入ったときに最も明確で容易に観察でき、感情に直接的に訴えかけてくるのが「文物（人工物）」のレベルである。人工物を用いることで生まれる人間の行動もここに含まれる。しかし、似た物を用いていたとしても、同じことを意味しているとは限らない。そのため、文化の深層として組織の内部の人に「なぜそのようにするのか」と問うことで明らかになるのが組織のイメージを作り上げている「標榜されている価値観」である。ただし、長期にわたって組織を観察していると、「標榜している価値観」と一致した面もあれば、そうではない面が目につくようになる。そのため、より深いレベルで組織文化を理解するには、組織の歴史性や創業者の理念を踏まえた「背後に潜む基本的仮定」の理解が求められる。シャインによれば文化の本質とは「集団で学習した価値観や信念であり、このやり方ならばうまくいくということが、認められ、譲れないものになったもの」（シャイン2016:26）であり、文化は集団としての学習の成果から生まれるものである。

そのため、三層構造モデルに基づいて新たな文化を創造するには、新たな価値観を標榜しその実現に向けて構成員の認知的再定義と行動の変化を促すリーダーシップとともに、構成員が新たな行動の蓄積を通して価値観を内面化する必要がある。

これらの先行研究を踏まえ、リーズンが提示する安全文化の構成要素及びシャインによる文化の創造や分析に関する三層構造モデルを援用し学校における安全文化の醸成プロセスを明らかにするという課題に取り組む予備的考察として、本稿では安全を重視した学校づくりに関して認証を受けている国内の学校における実践を記述する。

### 3. 安全な学校づくりに係る政策動向

本稿が分析対象とするISSの概要の説明を兼ねて、ISSとその背景にあるセーフコミュニティ（以下、SCと表記する。）概念が提唱された経緯を記述する。また、安全な学校づくりに関する政策動向について、2015年に日本独自の認証制度であるセーフティプロモーションスクール（以下、SPSと表記する。）が登場した影響を踏まえて概観する。

国内のISS認証機関である日本セーフコミュニティ推進機構の白石陽子氏は、ISSについて「児童・生徒が中心的な役割を担い、学校だけでなく、保護者や地域とともに安全で安心して学べる環境づくりに取り組む活動」（白石2018:12）であると述べる。ISSの認証に当たっては表1に示す8つの指標を満たすことが求められる。ただし、ISSの認証は安全な状態の学校であることを保証するものではなく、あくまで安全な学校を目指し継続的に取り組む学校の体制や仕組が備わっていることを意味する(白石2015)。一度の認証による認証期間は3年であり、認証の継続を希望する場合は再認証を受ける必要がある。

表1 ISSの8つの指標

- |   |
|---|
| 1. 教職員、児童・生徒、保護者等の協働を基盤とした安全向上に取り組む運営体制が整備されている。      |
| 2. 取組の方針（政策）は、セーフコミュニティの文脈に基づき、自治体や教育委員会等の方向性と一致している。 |

- |   |
|---|
| 3. 長期かつ継続的に運営されるプログラムによって、両性・すべての年齢（学年）、環境、状況がカバーされている。 |
| 4. ハイリスクのグループ・環境および弱者グループを対象としたプログラムがある。                |
| 5. 根拠（エビデンス）に基づいた取組を行っている。                              |
| 6. 事故・暴力や自傷などによる外傷の原因の頻度・原因を記録するプログラムがある。               |
| 7. 学校政策、プログラム、そのプロセス、変化による効果について評価する方法がある。              |
| 8. 地域内、国内・国際的なネットワークに継続的に参加する。                          |

（出典）日本セーフコミュニティ推進機構ホームページ。

ISSの特徴の一つは表1の指標2に示されているSCという地域単位での安全に関する活動との関連である。渡邊（2005）及び反町（2014；2019）に依拠してSCが登場した背景を概観する。

セーフティプロモーション概念は、WHOは1986年にオタワ憲章を採択した際に提唱されたヘルスプロモーションに強く影響されている。ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセスであるとされる。セーフティプロモーションはこのヘルスプロモーションに影響を受けて提唱されたものであり、その起源は1989年にスウェーデンのストックホルムで開催された第1回世界事故・傷害予防会議（the First World Conference on Injury Prevention and Control）に遡る。同会議においてストックホルムマニフェスト（「セーフコミュニティ」宣言）が採択された。

また、同年にスウェーデン王立カロリンスカ医科大学内にWHOコミュニティセーフティプロモーション協働センター（WHO Collaborating Center on Community Safety Promotion）が開設され、同センターがSCの認証を担ってきた。2012年以降の改訂版では、SCの認証には表2の指標を満たすことが求められる。SCの認証期間は5年である。

表2 SCの7つの指標

1. コミュニティにおいて、セーフティ・プロモーションに関連するセクションの垣根を越えた組織が設置され、それらの協働のための基盤がある。
2. 全ての性別、年齢、環境、状況をカバーする長期にわたる継続的なプログラムを実施する。
3. ハイリスクグループと環境に焦点を当てたプログラム、及び弱者とされるグループを対象とした安全性を高めるためのプログラムを実施する。
4. 根拠に基づいたプログラムを実施する。
5. 傷害が発生する頻度とその原因を記録するプログラムがある。
6. プログラム、プロセス、そして変化による影響をアセスメントするための評価基準がある。
7. 国内及び国際的なセーフ・コミュニティネットワークへ継続的に参加する。

(出典) 日本セーフコミュニティ推進機構ホームページ。

日本では亀岡市が2008年3月に国内初となるSCの認証を取得した。2020年5月現在、15の自治体がSCの認証を受けている<sup>(6)</sup>。SC認証自治体では行政分野を横断した外傷に関するデータの収集・分析がなされ、自治体独自の具体的なデータをもとに多機関協働による取組が展開される。

認証時自治体におけるSCの利点として、(1) けがや事故の防止による安全・安心、(2) 地域住民、関係機関や行政との協働を通じた情報共有や地域の活性化、(3) 国際基準の安全・安心の取組を行う自治体としてのイメージ向上、(4) 医療費の削減等を通じた行政サービスの充実等があげられている。このようなメリットがあげられているSCの認証取得には認証取得に関して一定程度の予算を伴うため、SC認証取得は首長による判断を契機とするトップダウンで進められる傾向にある。また、選挙による首長の交代や認証取得に係る業務量や財政的負担を重く見て、一部の自治体は再認証を受けていない<sup>(7)</sup>。

ISS活動はSC認証自治体における子どもの安全対策や学校安全に関する活動として位置づけられているが、その概念や枠組はSCから20年ほど後に登場した。渡邊(2005)によれば、2003年に開催された第12回セーフコミュニティ国際会議において、ISSに関する指針が提示された。表1の指標5.

から7. にみられるように、科学的な方法による子どもの外傷予防や、ユニバーサルな取組とハイリスク層の両面を対象とする取組はSCの理念と方法と軌を一にする。

国内で最初にISS認証を取得したのが大阪教育大学附属池田小学校である。同校は2001年6月8日に発生した児童生徒殺傷事件の教訓を踏まえ、事件の再発防止に努めるべく組織的な安全な学校づくりに取り組んできた。同校の取組がISSの理念に通じるものであると評価され、大阪教育大学附属池田小学校は2010年3月にISSに認証された(藤田2010)。

同校がISSの認証を受けた当時の校長を務めた藤田(2018)は、ISSに取り組むことで子どもと教職員が認証取得を目標としつつ安全を重要な目標の一つとして認識し、積極的な安全推進活動へと結び付いたと述べる。その一方で、藤田(2018)はISSに関して次の4点を課題として指摘する。第1に、英語での報告書作成や認証を得るために海外から審査員を招聘しなければならないことに伴う学校関係者の作業面や費用面での負担が大きいこと。ここには日本独自の学校安全の取組や制度を正確に翻訳する難しさも含まれる。第2に、外傷予防を評価する傾向が強く過去に発生した学校災害の教訓の共有がISS認証活動の評価に反映されにくいこと。第3に、学校安全がコミュニティや自治体における安全推進の一領域として位置づけられてきた経緯から、国際的に先導的な水準にあるとされる日本の学校安全に関して専門的かつ客観的な評価がなされない場合があること。第4に、2015年1月にWHOコミュニティセーフティプロモーション協働センターが解散し、WHOから独立したNGOへと体制が変更され、その活動の中心がSCの認証なったことである。

そこで、国内独自の認証枠組みの必要性を認識した大阪教育大学は、SPSという日本の学校安全の領域や制度に対応した認証制度を開発し、2015年3月に大阪教育大学附属池田小学校、大阪教育大学附属池田中学校、台東区立金竜小学校をSPSとして認証した。その後、2021年1月現在で国内

外に54校がSPSの認証を受けており、さらに76校が認証に向けて取り組んでいる<sup>(8)</sup>。

国内でのISSの普及とSPSの導入は「学校安全の推進に関する計画」にも反映されている。2012年4月27日に閣議決定された「学校安全の推進に関する計画」では、今後の学校安全の方向性の一部においてISSへの言及が確認できる。

本推進計画の実施に当たっては、セーフティプロモーションの考え方に則り、科学的な根拠に基づいた施策を進め、評価もできる仕組みが必要である。(中略：筆者)。その際、インターナショナルセーフスクール (ISS) の取組などにも留意すべきである。

一方、2017年3月25日に閣議決定された「第2次学校安全の推進に関する計画」では「学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止」に関する具体的な方策の一つとして、下記の通り科学的・実証的な取組の必要性が述べられている。

学校は、関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むというセーフティプロモーションの考え方も参考にしつつ、学校安全に関する情報収集・分析を進めるとともに、適切な指標を設定し、将来の事故等の減少につながるPDCAサイクルの確立に取り組んでいくことが必要である。なお、学校で発生した事故等の情報収集・分析に当たっては、JSCの事故事例検索データベース等、関係機関の分析データの活用や校内で発生したヒヤリハット事例の共有等が有効である。

上記に関して、学校安全に関する指標を設定し実証的な学校安全の推進に取り組む学校に対する認証制度としてSPSが例示されている。一方、「第2次学校安全の推進に関する計画」にISSに関する記述は見られない。国内の学校安全に関する制度や領域に対応した認証制度の開発に伴い、政策上の関心がISSからSPSに移行したと推察される。

しかしながら、安全な学校づくりを推進するにあたり、研究上は両者を関連付けて理解しておくことが求められる。大阪教育大学内に設置されている日本セーフティプロモーションスクール協議会は、SPSについて、ISSの考え方やUNICEFが推進しているChild Friendly School (CFS) を参考に、日本独自の学校安全や「共感と協働」の視点を基盤とする包括的な安全推進を目的とした取り組みであると説明している<sup>(9)</sup>。そのため、ISSが掲げる理念や方法を理解しておくことは、SPSに関する理解を深めるうえでも不可欠である。また、現在もSPSと並んでISSの新規認証校が確認される。国内の学校安全の推進に関する動向全体を把握しその成果の共有を通じて学校安全の水準向上を図るためにも、ISS認証校の実践から学ぶべきことは少なくない。

国内のISS活動については、認証する側の報告(白石2015;2018)や認証校あるいは認証を目指す学校による実践(田淵2013;牛島2014;俣野2015)等がある。いずれにおいてもISS活動に取り組むことで子どもの主体性が高まっていることが指摘される。一部の学校による実践報告には安全な学校づくりに関して有益な知見が提示されているが、ISS活動によって子どもの主体性が高まる理由について十分な説明がなされているとはいえない。また、ISS認証校の取組を包括的に分析した研究や、学校における安全文化の醸成との関連で分析とした先行研究は見られない。本稿は国内におけるISS認証申請書をもとに、安全な学校づくりに継続的に取り組む学校が何を行っているのか、そして、認証を重ねることで取組にいかなる変化が見られるのかを検討する。

#### 4. データと方法

本稿の主たる分析資料はISS認証に係る申請書である。国内のISS認証機関である日本セーフコミュニティ推進機構のホームページにおいてダウンロード可能なものをダウンロードした。また、同機構のホームページには掲載されていないものの(再)認証を受けていることが推察される場合は、

各校に書面にて認証申請書の郵送を依頼した。

ISS認証申請書は表1に示した指標に基づいて作成される。そこで、本稿では指標3及び4にあたる「長期かつ継続的に運営されるプログラムによって、両性・すべての年齢(学年)、環境、状況がカバーされている」、「ハイリスクのグループ・環境および弱者グループを対象としたプログラムがある」に関連する記述に着目し、ISS認証申請書に記されている各校の取組を分析する。

紙幅の都合上、本稿では(1)保健室データの活用、(2)子どもによる安全点検と環境改善、(3)学習活動の安全、(4)再認証を受ける学校における取組の変化に焦点をあてる。以下、本文中で各学校の認証申請書に記載されている具体的に記述するときは学校名及び認証申請書の作成年を表記する。本稿が用いたISS認証申請書及びその設置主体となるSCの一覧は次頁の表3の通りである。

#### 4. 結果

##### (1) 保健室データの活用

けがは予防できるというセーフティプロモーションの理念を実現するうえで、ISSでは校内でのけがの発生件数の削減が重視される。その起点は保健室におけるデータ(保健室データ)の収集及び分析である。上述の日本スポーツ振興センターに蓄積されている全国各地の負傷・疾病に関する情報が自校の取組の見直しに寄与するのと同様に、各学校で収集される保健室データが自校のリスクを発見し対処する上で有効活用されている。

まず、保健室に来た子どもが保健室利用カードにけがが発生した場所や時間に加えて、なぜけがをしたのか、けがをしないようにするにはどうすれば良いかを記入する。養護教諭とともに考えて記入することで、子どもに気づきを促し危険回避力を高めることが目指されている。その後、校内の地図においてけがが発生した場所にシールを貼り、けがの状況が可視化される。これは「けがマップ」や「安心安全マップ」と称され、校内の子どもの目のつきやすい場所に掲示される(以下、「けがマップ」と表記する)。「けがマップ」の作成は

保育所においても実践されている。危険な場所を知り大人と一緒に考えることで、安全について考え意識の向上が期待されている(亀岡市保育園2018、亀岡あゆみ保育園2018)。

教職員だけでなく、子どもたちも保健室データを活用する。保健委員会の子どもが中心となり「けがマップ」や養護教諭が集計したデータをもとに保健目標と照らし合わせて全校集会で共有したり、放送委員会の子どもたちが委員会活動の一環として他の子どもに周知する。子どもによって提起された課題に対して子ども自身が学級や個人で取り組むべきことを考え、安全に関する課題を自分事としてとらえることが期待される。亀岡市立曾我部小学校では、セーフキッズという取組を通じて「けがマップ」や安全学習をもとに、児童一人一人のPDCAサイクルが確立されている。同校では安全に関する月単位の自分の目標を定めてカードに記入し、毎日振り返りの時間が設けられている。そして、一か月間の取組の結果となる保健室データが子どもや保護者に報告されている(亀岡市立綾部小学校2018)。

保健室データを蓄積することで、自校の傾向に合わせた対策が可能となる。一例として、秩父第二中学校では体育的行事(運動会とその練習)において、特にけがが発生しやすい種目のルール変更等が行われている。具体的には「むかでリレー」によるすり傷が多く発生していることから、1チームの人数を減らし、半ズボンからジャージ着用に変更したと記されている(秩父市立秩父第二中学校2018)。また、同校では各部活動で発生しやすいけがに関する注意事項等をまとめた「部活動安全指針」の作成と見直しが行われている。



表3 ISS認証校及びISS認証校が所在するSC認証自治体 (2021年1月31日現在)

SC自治体	SC認証取得年	ISS認証校園	ISS認証取得年
亀岡市	2007・2012・2018	亀岡市立曾我部小学校	<u>2015</u> ・ <u>2018</u>
		亀岡あゆみ保育園	<u>2015</u> ・ <u>2018</u>
		亀岡市立保育所(8か所)	<u>2015</u> ・ <u>2018</u>
厚木市	2010・2015	厚木市立清水小学校	<u>2010</u> ・ <u>2013</u> ・2016・2019
		厚木市立陸合東中学校	2015・2018
		厚木市立妻田小学校	<u>2018</u>
豊島区	2012・2017	豊島区立朋有小学校	<u>2012</u> ・ <u>2016</u> ・ <u>2019</u>
		豊島区立富士見台小学校	<u>2016</u> ・2019
		豊島区立仰高小学校	<u>2017</u> ・ <u>2020</u>
		豊島区立池袋本町小学校	<u>2017</u> ・ <u>2020</u>
		豊島区立池袋中学校	<u>2018</u>
		豊島区立池袋第一小学校	<u>2018</u>
		豊島区立高南小学校	2018
		豊島区立清和小学校	2020
松原市	2013・2018	松原市立松原第三中学校	<u>2018</u>
		松原市立布忍小学校	<u>2018</u>
		松原市立中央小学校	<u>2018</u>
		松原市立松原第四中学校	2020
		松原市立恵我小学校	2020
		松原市立恵我南小学校	2020
		松原市立松原第七中学校	<u>2020</u>
		松原市立三宅小学校	2020
		松原市立松原北小学校	2020
秩父市	2015	秩父市立秩父第二中学校	2015・ <u>2018</u>
		秩父市立花の木小学校	<u>2015</u> ・2018
		秩父市立南小学校	<u>2015</u> ・2018
さいたま市	2019	さいたま市立慈恩寺小学校	<u>2017</u>
		浦和学院高等学校	<u>2016</u>

(注1) 本稿が分析資料として用いたのはISS認証取得年欄に下線を引いた認証に係る申請書である。ただし、年度末に認証を受けた場合、同一年度内に認証を受けたとしても認証申請書の作成年と認証取得年が異なる場合がある。

(注2) 厚木市はSCの再認証を受ける年にあるが、新型コロナウイルス感染症に伴い現地審査が延期されている。

(注3) 浦和学院高等学校は再認証を取得していない(2020年6月30日筆者問い合わせの上確認)。

(出典) 筆者作成。

## (2) 子どもによる安全点検と環境改善

保健室データの活用がけがの発生後に行われる予防活動であるのに対し、けがを予防するために行われるのが安全点検である。一般的に安全点検は安全管理の一環として教職員が行うものと想定されている。しかしながら、文部科学省(2019)には「安全に配慮しつつ、児童生徒等が危険な状況を知らせたり簡単な安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であるとともに、児童生徒等独自の視点や協力により安全管理の取組が充実することにもつながると考えられる」(文部科学省2019:11)と記されている。

ISS認証校における安全点検の特色として、子どもによる安全点検の実施があげられる。子どもによる安全点検の担い手や点検対象となる行動や状態は多岐にわたり、子どもによる安全点検を通じて発見された危険箇所は「校内安全(危険)マップ」としてまとめられて校内に掲示され、校庭を含む学校環境の改善へとつながっている。

保育所では年長児が職員とともにおもちゃや遊具の点検を行い、危険箇所を見つけた場合は誕生会やなかよし集会等で他の年齢の園児に向けた啓発活動が行われている(亀岡あゆみ保育園2018, 亀岡市立保育所2018)。職員とともに点検することで、子どもが危険な場所に気づくきっかけとすることが重視されている。

小学校では、委員会活動の一環として校内の安全点検が行われることもあれば、教育課程の中で行われている事例も確認される。さいたま市立慈恩小学校では、3年生が総合的な学習の時間を使って校内点検し危険な場所を地図にまとめて掲示する活動に加え、体育委員の子どもが毎週水曜日の昼休みにパトロールを行い「校庭使用のやくそく」を守って遊ぶよう呼び掛けている(さいたま市立慈恩小学校2016)。

また、委員会活動の一環として、豊島区立池袋第一小学校では、児童ISS委員会が毎日交代で校内をパトロールし、走る等のけがにつながる行為がないかを調査している(豊島区立池袋第一小学

校2017)。さらに、環境委員会の子どもが校舎内を点検し、危険な場所を地図にまとめて掲示する取組(亀岡市立曾我部小学校2014・2017)や、環境美化委員会による「校内ハザードマップ」の作成があげられる(浦和学院高等学校2016)。

安全点検の方法として、タブレットPCの活用も確認される。豊島区立朋有小学校ではセーフスクール委員会がタブレットPCを使って校内パトロールを行い、危険だと感じた場所の写真を撮って「校内危険箇所マップ」を作成している(豊島区立朋有小学校2018)。

校内の安全点検の経験が校区の安全点検へと波及しているのが松原市立布忍小学校である。同校では、土曜地域学校という地域活動で子どもと保護者や地域住民と一緒に「校内安全マップ」作りに取り組み、その経験やノウハウを生かして「校区安全マップ」作りに取り組んでいる(松原市立布忍小学校2017)。

安全に関する子どもの意識の点検という点で、子ども自身によるアンケート調査が行われている例もあげられる(豊島区立朋友小学校2012・2015・2018, 豊島区立池袋中学校2017, 豊島区立池袋本町小学校2016・2019)。一例として、豊島区立朋友小学校では、児童会組織の一つであるセーフスクール委員会が学期に1回全校児童を対象とした「子どもアンケート」を実施している。子ども自身でアンケートの調査項目を考えるだけでなく、アンケートの結果を集計し、全校朝会や集会、子どもが発行する広報紙に掲載している<sup>(10)</sup>。

教職員や子どもによる安全点検を通じて発見された校内の危険箇所の改善について具体的にみていく。代表的なものとしては、子ども同士の衝突を回避するために廊下や階段に引く中央線や掲示物による右側通行の奨励、窓からの転落防止器具の設置がある。その他の実践を教室の中、校舎、校庭に分類して次頁の表4に示す。

表4 安全点検に基づく校内環境改善の例

教室内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○机の角に衝撃吸収ラバーの設置</li> <li>○窓・ドアの赤シール</li> <li>○特別支援教室の環境整備</li> <li>○フックの撤去</li> </ul>
校舎内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廊下のクッション材あるいは滑り止めの設置</li> <li>○非常口のドア変更</li> <li>○ペンキによる危険箇所の注意喚起</li> <li>○廊下のフックの撤去</li> <li>○カーブミラーの設置</li> <li>○AEDの使い方の掲示</li> </ul>
校庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校庭の改修</li> <li>○グリーンマットの清掃</li> <li>○側溝のふたの取り替え</li> </ul>

(出典) 筆者作成。

表4に示した教室内の環境改善として、「窓・ドアの赤シール」に取り組んでいる厚木市立麦田小学校は、特に危険な位置にある窓やドアに赤いシールを貼り、このシールが貼ってある窓やドアは子どもが開けてはいけないことをルールとして定めている。1年生や年度始めに担任がシールについて児童に確認し、指導を行っている(厚木市立麦田小学校2017)。特別支援教室の環境整備については、学習活動における転倒時に頭部等の衝撃を防ぐための緩衝材の設置があげられる(秩父市立花の木小学校2015)。また、車イスを利用する児童が廊下を通るときは中央を、階段の上り下りには階段昇降機を使用して緊急時の避難経路を確保するといった施設の使い方に関する改善も行われている(亀岡市立曾我部小学校2017)。フックの撤去に関して、2016年8月に新設された校舎へ移転した豊島区立池袋本町小学校は、校舎の新設にあたり荷物を入れる棚を確保したことから、教室内や廊下のフックが全て撤去されている(豊島区立池袋本町小学校2016)。フックの撤去が困難な場合でも、教室や廊下のフックは安全点検と早期改善の対象として重視されている(豊島区立朋友小学校2012)。秩父市立秩父第二中学校では、教職員による校内安全点検によって体育館のL字フックを

可動式フックに付け替えたことが記されている(秩父市立秩父第二中学校2018)。

校舎内の環境改善として、非常口のドアを変更したのが浦和学院高等学校である。同校は避難時に通りやすくするように、壁の一部を改修し片開きドアから両開きドアへと変更した(浦和学院高等学校2016)。ペンキによる危険箇所の注意喚起に取り組んでいるのは別院保育所である。別院保育所はルールの可視化を目的として、保育所と駐車場をつなぐ入口等の危険性の高い場所にペンキを塗り注意喚起を行っている。子どもがペンキを塗ることで、子ども同士での声かけにつながっている(亀岡市立保育所2015・2018)。

AEDについては、教職員に加えて子どもや保護者を対象とした講習会が行われている。万一の際に適切に使用できる状態にしておくという点で、AEDの使い方を掲示しておくことが安全な学校づくりに関する環境改善として位置づく。秩父第二中学校ではプールの壁に心肺蘇生法の手順が常設されている(秩父市立秩父第二中学校2018)。

校庭の改修については、転倒防止を目的としたくぼみの改修や石拾いに加え、校庭に植えられている樹木を剪定し、折れた枝の撤去が行われている(秩父市立花の木小学校2015)。鉄棒や雲梯の下に敷かれているグリーンマットについて、豊島区立池袋第一小学校では毎月のけが調べからグリーンマットの上に砂がたまると滑りやすくなり児童のけがの原因になっていることが明らかとなったことから、用務主事が毎朝砂を掃き滑らないようにしている(豊島区立池袋第一小学校2017)。また、校庭の側溝について、豊島区立富士見台小学校では児童会代表と校長との昼食会において校庭の側溝のふたが滑りやすいとの報告があり、危険回避のため即時対応したことが記されている(豊島区立富士見台小学校2015)。

これらの環境改善は、保健室データに加えて教職員や子どもによる安全点検を通じて発見された危険箇所であり、教職員による安全点検では発見できず子どもの気づきによる環境改善も含まれる。

また、子どもの気づきを学校改善に生かす過程

自体を一つの学びとして位置づけることができる。松原市立布忍小学校は校内のけがが多い場所への対策を児童会で話し合い、校長への要望を提出したことが記されている（松原市立布忍小学校2017）。また、意見聴取の仕組みとして、浦和学院高等学校では学校の環境改善のための意見を校長に直接届ける仕組みとして「U便ポスト」が設けられている。

### （3）学習活動の安全

本稿では「情報に立脚した文化」及び「報告する文化」との関連で、豊島区立朋友小学校による授業中の安全向上に関する取組について2点言及する。いずれも2012年に作成されたISSの初回認証に係る申請書から継続的に取り組まれている。

1点目が体育における「安全指導チェックカード」と「安全ポイントカード」の活用である。同校では2011年の体育の授業中に19件（マット運動3件、跳び箱16件）の事故が発生したことを受け、その検証とともに教員用の「安全指導チェックカード」及び子ども用の「安全ポイントカード」が作成された。「安全指導チェックカード」は授業前から準備運動、運動中、用具の後片付け、授業後の確認の各場面において教員が留意しなければならない項目が記されている。一例として、跳び箱運動に関する「安全指導チェックカード」には準備段階の項目として「体をあたためる（オニ遊び、走りながらのスキップ等）」、「主運動につながる部位の準備運動を行う」、「補助運動（逆さ・腕支持、跳ぶ、リズム、回転）」が示されている。主運動に関して、例えば「両足踏み切りができない」場合は「短い距離で両足踏み切りの動きをする」といった子どもの課題別の指導方法が記載されている。また、整理運動に関しては「呼吸を整える。使った部位を動かす」、「気持ちを落ち着かせながら整理運動し、学習を振り返る」と記されている。

一方、「安全ポイントカード」には授業中に子どもが注意しなければならない項目が示されており、学習者自身が何に気を付けながら取り組めば良いのかを理解しながら学習を進めることができる。

これにより安全に関する意識の向上が期待されるとともに、安全に注意して学習できたかを各自で振り返ることができる。跳び箱運動に関する「安全ポイントカード」では「膝を曲げて、前を向き柔らかく着地する」という技術的な項目に加え、「体育着の裾をズボンに入れる」、「長い髪は束ねる」といった身なりに関する事項や、「マット置き場は一方通行なので、逆方向から取りに行かない」、「マットの耳をしっかり持ち、移動するときは周りをよく見て安全に運ぶ」という用具の運搬に関する注意事項も含まれる。けがは運動中にのみ発生するとは限らないことについて、学習者自身が注意を向けられるようになっている。

2点目は安全に視点を置いた検証授業である。これは授業中に事故が起きた場合、その教科の教科主任が原因となる用具の扱いや指導方法についての授業を公開するもので、教員同士の研修の場として位置づけられている。

これらはいずれも同校におけるけがの発生状況に関するデータの収集や学校の中で起きた事故の分析をもとに行われている点で、学校独自のリスクの対処につながっている。また、後者の検証授業について、事故が起きたときの授業担当者が検証授業を行うのではなく事故が起きた教科の教科主任が検証授業を実施することは、「報告する文化」を構築する上で理に適っていると考えられる。もちろん、検証授業が学校に根付くには「報告する文化」が定着していることが前提となる。

### （4）再認証を受ける学校における取組の変化

ISS認証校の再認証を重ねる学校における取組にいかなる変化が生じているのかを検討する。本稿に係る資料請求を通して入手できた認証申請書の中で再認証回数が最も多い豊島区立朋友小学校を事例として、申請書の内容の変化を記述する。

豊島区立朋友小学校がISSの認証取得に向けた活動を開始した2010年度から2017年度までのけがの発生状況を図3及び図4に示す。

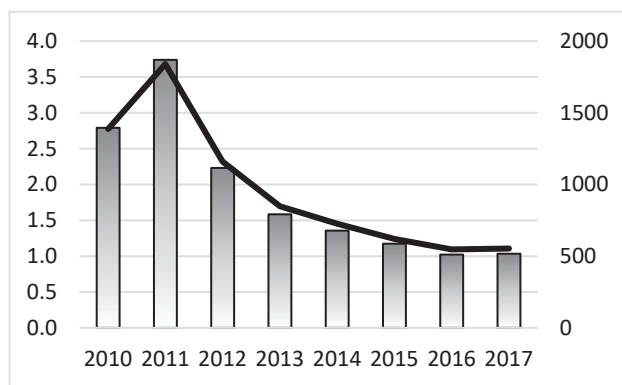


図3 軽微なけが（保健室データ）の件数（右軸）と児童一人当たりの件数（左軸）の推移  
 (出典) 豊島区立朋有小学校 (2018) をもとに筆者作成。

図3より、保健室データに記録される軽微なけがについては2011年度に一端上昇したものの、2012年度以降は減少傾向にある。児童一人あたりの件数でもISS認証取得以降、けがの件数は減少していることがうかがえる。なお、2011年度に一時的に件数が大きくなった要因について、2012年に作成された認証申請書では「けがのきろく」カードを改訂し、1件ずつのデータをより細かく収集したためであると説明されている。

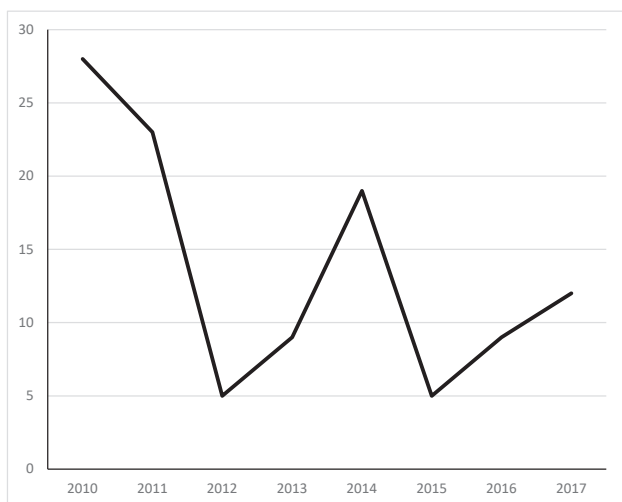


図4 通院を要するけがの発生件数の推移  
 (出典) 図3に同じ。

一方で、図4より、通院を要するけがについてISS認証取得に向けた取組を開始した2010年度と2017年度を比較すると、通院を要するけがの件数は減少しているといえるが、保健室データと比べて年度によっての変動が見られる。ただし、豊島

区内の平均と比較した際、同校の比率が低い傾向にある。具体的には2015年度は5件 (1.02%, 区内平均1.90%), 2016年度は9件 (1.93%, 区内平均1.12%), 2017年度は12件 (2.53%, 区内平均4.10%)である。2016年度を除き、区内平均を下回っている。

図3及び図4より、ISS活動に継続して取り組むことによって校内で発生するけがの件数削減に一定の効果があると推察される。以下では再認証による取組の変化について「安全指導チェックカード」及び「安全ポイントカード」に加え、同校において改善された取組や新規の取組に着目する。

上述の通り、「安全指導チェックカード」及び「安全ポイントカード」は同校の初回認証時から取り組まれていたものである。2015年に作成された2回目の認証に係る申請書では、授業中のけがの発生件数において体育の授業中のけが多いことが再確認され、2014年度に体育の授業中のけがを削減するために「安全指導チェックカード」及び「安全ポイントカード」を活用したことが記されている。認証申請書ではハードル走に関する「安全指導チェックカード」及び「安全ポイントカード」が示されている。また、体育の授業以外に発生するけがや事故にも目が向けられ、理科や家庭科においても子どもの危機回避能力を高めるための「安全ポイントカード」の例が示されている。3回目の認証に係る申請書には「安全指導チェックカード」及び「安全ポイントカード」に関する具体的な記述は見られないものの、2回目の認証に際して同校独自の安全な学校づくりを進めるための人工物として「安全指導チェックカード」及び「安全ポイントカード」が定着し、体育における対象種目の増加とともに体育以外の教科にも波及していることが指摘できる。

豊島区立朋友小学校における取組の変化について、拡充事項や新規事項に着目してその変化をたどる。全3冊の認証申請書を比較した際、2回目の認証にあたって2015年に作成された申請書では取組の変化が必ずしも明示されていない。そのた

め、2018年に作成された申請書を手掛かりにその一部を紹介する。

第1に情報発信力の向上があげられる。委員会活動として保健委員会がけがに関するデータをまとめた「セーフニュース」を発行し、全学級と担任外の教員、保護者、地域、他校に配布している。同様にセーフスクール委員会による「セーフスクール新聞」も同様に配布され、地区の掲示板にも掲載されている。また、学校からの情報発信として、不審者情報や台風接近に伴う登下校時の対応をメールで配信するための「としま学校安全安心メール」が新規項目として掲載されている。

第2に、新規項目として地域合同防災訓練への参加が確認される。2016年は4年生が対象となり、2017年からは全校児童及び保護者に呼び掛けられている。2011年3月に発生した東日本大震災以降、地域による防災訓練の必要性が高まったことを受け、近隣町会合同の防災訓練に参加している。

第3に校内の環境改善にも新規の取組が観察される。2018年度より、熱中症対策として運動会での全ての児童席にテントが設置されている。また、トイレの改修も行われ、子どもが安心して利用できるようになったと記載されている。

## 5. 考察

本稿は学校における安全文化の醸成に関する予備的考察として、安全文化や組織文化、学校文化に関する先行研究を踏まえ、国内のISS認証校における取組を検討した。本稿で得られた知見は以下の通りである。

第1に、学校における保健室データを教員と子どもで共有することが安全な学校づくりの起点にある。これはリーズンが提示する「情報に立脚した文化」に合致するものであり、「情報に立脚した文化」を形成するための人工物として保健室利用カードが要となっている。また、情報収集に関する行動レベルの取組として、子どもによる安全点検やアンケートの実施が観察された。先行研究や認証申請書からもISS活動によって子どもの主体的な関与が生み出されているという報告がなされ

ているが、安全点検への参加やアンケート調査を通じて子ども自身が学校組織における「情報に立脚した文化」の担い手として価値ある情報の収集や分析を担っていることが子どもの主体性向上の一つの要因として考えられる。授業中における「情報に立脚した文化」という点では「安全ポイントカード」のように、授業中に何に気を付ければ良いのかが理解できる人工物の活用も注目される。

第2に、子どもによる安全点検の実施は、安全管理と安全教育の一体化といえるものであり、両者の一体化が子どもにとって実践的な学びとなっている。子どもの発達段階に応じて取り組めることやその効果は変わるだろうが、ISS認証園では保育者に支えられながら5歳児による安全点検が実施されていた。子ども自身が日々生活し学ぶ場所の環境改善に関与することは可能であり、教育的な効果が期待できることが示唆される。

第3に、安全文化と学校文化との接続という点では、委員会活動との関連付けが重要である。「情報に立脚した文化」が学校全体で構築されているからこそ、教員と子どもがそれぞれの固有の文化をもちつつ安全な学校づくりという共通の目標に向けて一体的に取り組まれている。

第4に、豊島区立朋有小学校を事例として再認証に伴う取組の変化について検討した。ISS活動に継続的に取り組むことでけがの発生件数減少に一定程度の効果が認められるだけでなく、地域との関係性が深まっている様子がうかがえた。

上記の結果を踏まえ、ISS活動には確かに様々な成果が期待される。しかし、ISS活動を通じてこれらの効果が望めるとしても、それが「セーフコミュニティの学校版」という形でなければ享受できないとすれば、首長による政策選好や自治体の財政力によって子どもの学習環境の安全性が左右されかねない。冒頭で述べた通り、学校における安全確保義務は全ての学校に課されている義務であり、「第2次学校安全の推進に関する計画」で示された負傷・疾病件数の削減も一部の学校の取組によって達成できるものではない。認証取得を目的としなくとも各学校で可能なことから取り組ま

れることが望まれる。

本稿の課題は次の通りである。本稿はISS認証申請書をもとに学校における安全文化に関する教職員や子どもの行動の一部を記述したにとどまる。シャインによる組織文化の三層構造におけるレベル1の文化に限っても、ISS認証校における安全教育や地域との連携について分析できていない。

また、安全な学校づくりの過程をより深く理解するためには参与観察が不可欠である。とりわけ豊島区立朋有小学校における検証授業の内容や検証授業を成立させている条件等が明らかになれば、学校における「報告する文化」や「正義の文化」について有益な知見が得られると考える。

### 注

- (1) injuryの訳語には文献によって「外傷」や「傷害」があげられている。本稿では先行研究の用語法及び引用箇所を除き、injuryの訳語として外傷あるいはけがを互換可能なものとして表記している。
- (2) 日本スポーツ振興センターによる災害給付金が支給されるのは、学校管理下で生じた初診から治癒までの間の医療費総額（いわゆる10割負担の額）が5,000円以上の負傷、疾病である。
- (3) 1989年度から2015年度までの推移については文部科学省ホームページ「学校安全に関する参考資料」に掲載されている。1989年度と2015年度の数値を比較すれば、幼稚園を除きどの校種においても負傷・疾病の発生率が上昇している。
- (4) ウィルソンほか（1998）において言及されている大人とは、「学校及び保育所」、「医療従事者」、「公的機関」、「法規の制定者」、警察等の「法を執行する専門職」、「ボランティア団体」、「製品設計者、建築家、建設業者、エンジニア」、「販売業者と製造業者」、「マスメディア」を指す。
- (5) 小学校は参加国が少ないため、平均値は示されていない。

- (6) 国内のSC推進自治体は16か所存在する。そのうち都留市は認証取得に向けて取り組んでいるが、2021年1月末現在では認証は得ていない。厚木市ホームページ「全国セーフコミュニティ推進自治体ネットワーク会議」(最終アクセス2021年1月31日)。
- (7) 長野県小諸市（2012年認証取得）、埼玉県北本市（2015年認証取得）があげられる。
- (8) 大阪教育大学学校安全推進センターホームページを参照（最終アクセス2021年1月31日）。
- (9) 注8に同じ。
- (10) 朋有小学校セーフスクール委員会が各学期に1回実施する「子どもアンケート」では、「教室や廊下、階段の歩き方はどうですか」、「教室の中であぶないと感じることがありますか。それは、どんなことですか」等が質問されている。池袋中学校では生徒会役員会が中心となって年に4回程度の生徒によるアンケート調査を実施している。2017年度は「学校で危険を感じるのはどんなときか」、「安全・安心な学校で、生活しやすい環境とはどのようなものか」等が問われている。

### 引用・参考文献

- 藤田大輔（2010）「日本初のInternational Safe Schoolの認証～大阪教育大学附属池田小学校の実践～」『日本セーフティプロモーション学会誌』第3巻第1号,pp.84-87.
- 藤田大輔（2018）「International Safe School (ISS) からセーフティプロモーションスクール (SPS) へ」警察政策学会市民生活と地域の安全創造研究部会監修『SCの社会実践とこれを推進した方々の記録～SC・ISSは日本の安全文化に何をもたらしたのか？～』pp.269-272.
- 原子力委員会（2020）『原子力白書』（令和元年度版）。
- 飯田浩之（2018）「学校文化と生徒文化」日本教育社会学会編『教育社会学事典』丸善出版,pp.398-399.
- 刈間理介・井上隆康（2007）「組織安全文化の概念

- と学校での安全教育が寄与すべき方向性に関する考察』『安全教育学研究』第7巻第1号,pp.17-34.
- 喜多明人 (2006) 「学校災害の問題設定を総括する—何が問われているのか—」喜多明人ほか『学校の安全を見る目に確かさを』成文堂,pp.130-164.
- 国立教育政策研究所編 (2019) 『教員環境の国際比較OECD国際教員指導環境調査 (TALIS) 2018 報告書 学び続ける教員と校長』ぎょうせい.
- 小松原明哲 (2016) 『安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上』丸善出版.
- 久富善之 (2018) 「『教師の責任と教職倫理』の文化論と社会過程論—1994年と2011年の2つの被災事件から問われるもの—」久富善之・長谷川裕・福島裕敏編『教師の責任と教職倫理 経年調査にみる教員文化の変容』勁草書房,pp.20-54.
- 伏野弘和 (2015) 「安心安全を基盤に生きる力を育み, 自律的に行動する児童の育成—国際ショナルセーフスクール (ISS) をめざした安心安全な学校づくり—」日本教育公務員弘済会編『日教弘教育賞:教育研究収録』第21号,pp.38-41.
- 文部科学省 (2019) 『学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』東京書籍.
- 向殿政男 (2016) 『入門テキスト 安全学』東洋経済新報社.
- 永山満義 (2019) 「小学校における事故防止の留意点」日本スポーツ振興センター『学校管理下の災害〔令和元年版〕』,pp.84-95.
- 日本学術会議臨床医学委員会出生・発達分科会 (2008) 『「事故による子どもの傷害」の予防体制を構築するために』.
- リーズン,J. (塩見弘監訳) (1999) 『組織事故 起こるべくして起こる事故からの脱出』日科技連出版社.
- 志水宏吉 (2002) 『学校文化の比較社会学 日本とイギリスの中等教育』東京大学出版会.
- シャイン,E.H. (尾川丈一監訳) (2016) 『企業文化 [改訂版] ダイバーシティと文化の仕組み』白桃書房.
- 白石陽子 (2015) 「インターナショナルセーフスクールによる子どもの『安全力』育成」『小児保健研究』第74巻第6号,pp.856-858.
- 白石陽子 (2018) 「子どもが主役の安全で楽しい学校づくり—インターナショナルセーフスクール活動—」『心とからだの健康』2018年5月号,pp.12-18.
- 反町吉秀 (2014) 「WHO推奨セーフコミュニティ活動の国際展開, 評価と今後—効果的かつ持続可能な発展のために—」『日本セーフティプロモーションスクール学会誌』第10巻第1号,pp.11-19.
- 反町吉秀 (2019) 「セーフティプロモーションとは? その歴史と基本的な考え方」日本セーフティプロモーション学会編『セーフティプロモーション—安全・安心を創る科学と実践—』晃洋書房,pp.17-27.
- 田淵貢造 (2013) 「インターナショナルセーフスクール (ISS) は安全な教育環境づくりへの挑戦」教育調査研究所編『教育展望』第59巻第8号,pp.57-63.
- 照屋翔太 (2018) 「組織文化研究の進展と今後の課題」日本教育経営学会編『教育経営学の研究動向』(講座 現代の教育経営第3巻)学文社,pp.60-71.
- 牛島三重子 (2014) 「インターナショナルセーフスクールに向けて」『学校保健研究』第55巻第6号,pp.437-478.
- 渡邊正樹 (2005) 「セーフティプロモーションと学校安全」『安全教育学研究』第5巻第1号,pp.15-20.
- ウィルソン,M.F.ほか (今井博之訳) (1998) 『死ななくてもよい子どもたち—小児外傷防止ガイドライン』メディカ出版.
- 柳治男 (2005) 『〈学級〉の歴史学: 自明視された空間を疑う』講談社.
- 【謝辞】本稿に関して貴重な資料をご恵与いただきました自治体及び学校園の皆様にご心より御礼申し上げます。